

研修報告 議会広報委員会

静岡県清水町議会を研修

去る、平成24年7月10日（火）城里町議会広報編集委員会は、読者にわかりやすい言葉で親しみのある広報紙づくりと、よりよい発行・編集方法を調査するため、静岡県清水町議会にて視察研修を行いました。

調査目的

読者にわかりやすく、より親しまれる紙面づくりと、より良い発行・編集方法を調査することにより、編集技術の向上を図るため。

調査地

静岡県駿東郡清水町議会
議会広報特別委員会



研修の様子

調査概要

①清水町の概要

清水町は、静岡県の東部に位置し、西に黄瀬川、南に狩野川、町の中央部には湧水柿田川が流れ、温暖な気候に恵まれた緑と清流の美しい町です。霊峰富士を北西に望み、県東部地域の中心都市である沼津市と三島市との間に町が位置し、国道1号が町の北部を東西方向に通過するとともに、東名高速道路沼津インターチェンジやJR東海道新幹線三島駅にも近く、広域的な交通の利便性が非常に高い状況にあり、交通の要衝地となっておりま



清水町の議会広報紙

また、東洋一の湧水量を誇る柿田川は、富士山に降った雪や雨が溶岩流の中を地下水として流下し、そのまま飲み水として利用できるほど良質であり、「名水100選」、「21世紀に残したい日本の自然100選」、「日本3大清流」などに数えられ、平成23年9月21日には天然記念物に認定されています。

②編集体制
編集委員は、議会広報特別委員会の6名で構成。

③発行状況
・名称 清水町議会だより
・創刊 昭和48年11月に創刊
（現在152号）
・発行 定例会終了後約40日以内
・回数 年4回（定例会ごとに）
・印刷部数 12,000部
・発行時期 4月、7月、10月、1月
・配布対象 町内全世帯、町内公共施設、町内企業
・発行予算 1,354,000円
（平成24年度当初予算）

④編集方針

- ・読者にわかりやすい言葉で親しみのある広報紙づくりに取り組んでいる。
- ・ゆつたりとした紙面づくりを心掛け、写真は被写体の表情や動きがわかるように配慮している。
- ・特に表紙の写真に力を入れていて、平成23年2月に全国町村議会が主催する議会だよりコンクール大会において、表紙フォトグランプリ賞を受賞しています。
- ・委員会につきましては、毎月発行までに3回開催し、誤字脱字はないか、タイトルは目立つように大きく記載されているか、更に専門用語があれば、注釈を入れるなど、

⑤編集要領

- ・一般質問については、質問議員に自ら要約（本町と同じ）してもらい、編集委員でチェックを行っています。
- ・議案・その他の原稿についても、編集委員でそれぞれ担当を決定し、当用漢字・現代かなづかい・ある調を原則としていました。
- ・また紙面においては、町民参加の「きらりひと探訪」と題し、清水町に在住勤務、または出身者で、活躍している人物の紹介などを取り入れ、町民に興味を持つような記事となっております。
- ⑥むすび
・今回、清水町の議会広報特別委員会を調査研修し、今後の当町の広報紙を発行するにあたり、大いに参考となる研修となりました。
- ・今後は常に町民にわかりやすく溶け込みやすい議会だよりを目指し、町民の目線で編集作業に取り組んでいきたいと思



清水町役場前にて

研修報告 議会運営委員会

群馬県東吾妻町議会を研修

去る7月25日に東吾妻町の議会基本条例制定に係る議会改革の取組みについて研修してまいりました。

議会基本条例制定に係る議会改革の取組み

平成19年5月 議員任期開始《議員間で議会基本条例・自治基本条例制定の必要性について委員会、休憩時間等において意見交換がされてきた》

平成20年9月 総務常任委員会で議会基本条例に関する意見交換・協議

平成20年12月 議会運営委員会で議会基本条例の調査研究は総務常任委員会とする確認

平成20年12月～22年6月

総務常任委員会で調査・検討

平成22年3月 議会報告会開催（町内5会場）

平成22年4月～5月 パブリックコメント等の募集

平成22年6月 6月定例会本会議において議会基本条例可決

基本条例施行（10月1日）に向けた関係例規の検討

平成22年9月 議会全員協議会で議会運営委員会での関係例規等の検討

結果の説明・基本条例施行に伴う関係例規の議決

基本条例・関係例規施行

平成22年10月 平成23年1・11月 議会報告会開催（町内5会場）

平成24年1月 議会報告会記録の町長への報告

平成24年2月 議会報告会記録に対する町長の回答

平成24年3月 常任委員会毎に議会報告会参加者の意見・要望等の対応

を協議・検討

平成24年4月 議会報告会記録の議会報告会参加者への報告



研修風景

東吾妻町議会では、町民の福祉向上や民主的で平和なまちづくり等の実現を目指し努力を重ねていきます。地域主権の時代を迎え、議会においても町行政が町民参加のもと政策決定や監視・評価されることが強く求められてと認識し、議会基本条例を制定しました。

基本条例の中には、年1回以上の議会報告会の開催、請願・陳情者からの意見聴取及び議決前の議員間の自由討議等の規定を設け、より一層議会が活性化されその機能が充分発揮されることが期待できる内容になっており、今後の城里町の議会運営に大いに参考となる研修でありました。

東吾妻町の概要

【人口】 16,000人
 【世帯】 5,773世帯
 【面積】 253.65km²
 【議員定数】 14名
 【委員会】 総務建設常任委員会
 文教厚生常任委員会
 【特別委員会】
 ハッ場ダム対策特別委員会
 行財政改革推進特別委員会
 議会広報対策特別委員会
 東日本大震災復興対策特別委員会
 【議運】 議会運営委員会



東吾妻町役場前にて